ACSES ニュースレター_１９６６号（2020 年 10 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇治療薬、検査薬等
・新型コロナのワクチン ブラジルで臨床試験の参加者が死亡〈放送報道〉
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[2] 日本産業規格（経済産業省）〈官報〉
[3] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等（令和元年度)」を公表しました〈経済産業省〉
[4] 通常新規化学物質及び低生産量新規化学物質の届出に係る化審法新規化学物質届出ツール（Ver.3.2.2.0）をリリースしました。〈経済産業省・厚生労働省・環境省・製品評価技術基盤機構〉
[5] 麻薬かお茶か、法廷論争に　“究極のドラッグ”ＤＭＴ、その作用とは〈Web 報道〉
[6] 飼料
◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 74 号）〈官報〉
[7] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 86 号）〈官報〉
[8] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　○欧州：11 件　○米国：１件　○カナダ：６件　○オーストラリア：１件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件
[付録]
◇大学生バイト「違法状態で使われる」驚愕の実態 201 人調査でわかった具体的な「賃金支払い」〈Web 報道〉

背高泡立草（セイタカアワダチソウ）

****

[1] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇マスコミ報道　見出し

・北海道ツアー参加の３人が感染…読売旅行、いずれも軽症か無症状＜読売新聞　2020 年 10 月 21 日＞

・北海道ツアー客３人がコロナ感染　乗務員がチェック見落とす―読売旅行＜時事通信　2020 年 10 月 22 日＞

[対策・予防]

◇治療薬、検査薬等

・新型コロナのワクチン ブラジルで臨床試験の参加者が死亡

ブラジル政府は 21 日、製薬大手のアストラゼネカなどが開発を進めている新型コロナウイルスのワクチンの臨床試験で、参加していたボランティアの１人が今月死亡したと発表しました。政府は臨床試験との因果関係を示していませんが、アストラゼネカは「試験の継続が懸念される状況ではない」としていて、政府も試験の継続を認める考えを示しています。

ブラジルの保健規制局は 21 日、イギリスの製薬大手アストラゼネカとオックスフォード大学が共同で開発を進めている新型コロナウイルスのワクチンの臨床試験で、参加していたボランティアの１人が今月死亡したと発表しました。

地元メディアなどによりますと、亡くなったのはリオデジャネイロの 28 歳の医師で、ことし７月から被験者として参加していましたが、先月新型コロナウイルスに感染し、今月亡くなったということです。

ブラジル当局はボランティアの死亡と臨床試験との因果関係について明らかにしていませんが、アストラゼネカは NHK の取材に対し、個別のケースにはコメントしないとしたうえで、「医療上の問題が起きた場合、規制当局などが評価を行うが、試験の継続が懸念される状況には至っていない」としています。

また、オックスフォード大学も臨床試験の安全性に問題はないとしているほか、ブラジル政府も試験の継続を認める考えを示しています。

ブラジルではことし６月から臨床試験に参加するボランティアを募集し、アストラゼネカなどの試験には 5000 人以上が参加したということです。＜NHK　2020 年 10 月 21 日＞

◇大学等関係

・徳島大生　新たに３人の感染確認　濃厚接触者ら＜朝日新聞　2020 年 10 月 21 日＞

◇マスコミ報道　見出し

・滞在７２時間以内の入国受け入れへ…ビジネス目的、待機措置は免除＜読売新聞　2020 年 10 月 22 日＞

****

[2] 日本産業規格（経済産業省）

［官報］　令和２年 10 月 20 日　号外　第 219 号　5～24 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201020/20201020g00219/20201020g002190005f.html

日本産業規格

令和２年 10 月 20 日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。なお、下記の日本産業規格（まえがきを除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

令和２年 10 月 20 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

記

確認された日本産業規格（日本産業標準調査会審議）

―化学物質関係分―

アルミノン(試薬)	K8011
亜鉛(試薬)	K8012

亜鉛粉末(試薬)	K8013
亜硝酸ナトリウム	K8019
アセトアルデヒド	K8030
アセトン(試薬)	K8034
3 - メチル - 1 - ブタノール(試薬)	K8051
アリザリンエロ-ＧＧ（試薬)	K8056
亜硫酸ナトリウム(試薬)	K8061
硫黄(試薬)	K8088
エタノール(99.5)(試薬)	K8101
塩化アルミニウム(Ⅲ）六水和物(試薬)	K8114
塩化アンモニウム(試薬)	K8116
塩化コバルト(Ⅱ）六水和物(試薬)	K8129
塩化ナトリウム(試薬)	K8150
塩化ヒドロキシルアンモニウム(試薬)	K8201
過塩素酸(試薬)	K8223
過塩素酸ナトリウム一水和物(試薬)	K8227
過酸化水素(試薬)	K8230
過酸化ナトリウム(試薬)	K8231
過よう素酸カリウム(試薬)	K8249
ペルオキソ二硫酸アンモニウム(試薬)	K8252
硫酸カリウムアルミニウム・12 水(試薬)	K8255
過う素酸ナトリウム(試薬)	K8256
くえん酸一水和物(試薬)	K8283
クリスタルバイオレット(試薬)	K8294
クレゾールレッド(試薬)	K8308
クロム酸カリウム(試薬)	K8312
クロモトロープ酸二ナトリウム二水和物(試薬)	K8316
コンゴーレッド(試薬)	K8352
酢酸アンモニウム(試薬)	K8359
酢酸カリウム(試薬)	K8363
酢酸ナトリウム三水和物(試薬)	K8371
サリチルアルデヒド(試薬)	K8390
サリチル酸(試薬)	K8392
塩化チタン(Ⅲ）溶液(試薬)	K8401
シクロヘキサノール(試薬)	K8462
1,　2 - ジクロロエタン(試薬)	K8465
Ｌ - システイン塩酸塩一水和物(試薬)	K8470

二しゅう酸三水素カリウム二水和物(試薬)	K8474
1,　5 - ジフェニルカルボノヒドラジド(試薬)	K8488
メチルエロー(試薬)	K8494
ジメチルグリオキシム(試薬)	K8498
二亜硫酸ナトリウム(試薬)	K8501
臭化ナトリウム(試薬)	K8514
二クロム酸カリウム(試薬)	K8517
しゅう酸二水和物(試薬)	K8519
しゅう酸アンモニウム一水和物(試薬)	K8521
臭素(試薬)	K8529
(＋) - 酒石酸ナトリウム二水和物(試薬)	K8540
硝酸マンガン(II) 六水和物(試薬)	K8568
すず(試薬)	K8580
スルファニル酸(試薬)	K8586
アミド硫酸アンモニウム(試薬)	K8588
ソーダ石灰(試薬)	K8603
炭酸水素カリウム(試薬)	K8621
炭酸ナトリウム十水和物(試薬)	K8624
チオ尿素(試薬)	K8635
チオ硫酸ナトリウム五水和物(試薬)	K8637
チオ硫酸ナトリウム(試薬)	K8638
トルエン(試薬)	K8680
ナトリウム(試薬)	K8687
酸化チタン(Ⅳ)(試薬)	K8703
ラクトース一水和物(試薬)	K8728
二硫化炭素(試薬)	K8732
ふっ化ナトリウム(試薬)	K8821
メタノール(試薬)	K8891
モリブデン(Ⅳ) 酸二ナトリウム二水和物(試薬)	K8906
よう化カリウム(試薬)	K8913
硫酸(試薬)	K8951
硫酸銅(Ⅱ)五水和物(試薬)	K8983
硫酸ナトリウム(試薬)	K8987
りん酸(試薬)	K9005
アルセナゾⅢ (試薬)	K9524
N-ブロモスクシンイミド(試薬)	K9553

****

[3] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等（令和元年度)」を公表しました

＜経済産業省　2020 年 10 月 14 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/data/ods_shouhiryou/r1.pdf

オゾン層破壊物質等 平成３１（令和元）規制年度消費量等
（平成３１年１月１日～令和元年１２月３１日）

（ODP トン）

特定物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
A I （特定フロン）	0	0	0	0
A II （特定ハロン）	0	0	0	0
B I （その他 CFC）	0	0	0	0
B II （四塩化炭素）	0	0	0	0
B III （1,1,1-トリクロロエタン）	0	0	0	0
C I （HCFC）	164	5	0	159
C II （HBFC）	0	0	0	0
C III （ブロモクロロメタン）	0	0	0	0
E I （臭化メチル）	0	0	0	0

（GWP トン）

特定物質代替物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
F I （HFC）	28,654,051	17,544,084	35,774,910	46,884,877
F II （HFC-23）	6,287,380	5,865,321	228,572	650,631
合計	34,941,431	23,409,405	36,003,482	47,535,508

****

[4] 通常新規化学物質及び低生産量新規化学物質の届出に係る化審法新規化学物質届出ツール（Ver.3.2.2.0）をリリースしました。

＜経済産業省・厚生労働省・環境省・製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 10 月 16 日＞
○経済産業省　→https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_tsujo.html
○製品評価技術基盤機構(NITE)　→　https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/todokedturuver3220ririsu.html
令和３年４月以降を提出期限とする通常新規化学物質及び低生産量新規化学物質の届出について、届出ツール ver3.1 以前の旧バージョンを使用して作成した届出資料は受け付けることができません。届出ツールの最新版をダウンロードしてご利用ください。
○「化審法新規化学物質届出システム」に関する情報サイト（国立医薬品食品衛生研究所）
　→　https://dra4.nihs.go.jp/kasinhou/index.htm

****

[5] 麻薬かお茶か、法廷論争に　“究極のドラッグ”ＤＭＴ、その作用とは

幻覚物質ＤＭＴをご存じだろうか。強烈な幻覚作用を持つことから究極のドラッグとも呼ばれ、海外では宗教儀礼や精神疾患の治療に用いられている地域もある。日本では長らく摘発されてこなかったが今年、ＤＭＴ入りの茶を販売した男性が麻薬取締法違反容疑で逮捕された。しかし茶の原料はありふれた植物であり、裁判で弁護側が「販売したのは茶にすぎない」と無罪を主張し、法廷論争になっている。

▽違法性めぐり真っ向対立

逮捕された青井硝子＝本名・藤田拓朗＝被告（３４）は、雑草を吸ってストレス解消を目指す著書『雑草で酔う』（彩図社）で知られる。青井氏はこれまで約３年にわたり、自身が主宰するウェブサイト「薬草協会」を通じ、幻覚物質ジメチルトリプタミン（ＤＭＴ）を含有する樹木アカシアコンフサ（和名ソウシジュ）の飲用粉末（通称「アカシア茶」）を販売してきた。

事件のあらましはこうだ。京都府内の男子学生が昨年７月、青井氏からアカシア茶を購入した。粉末を煮出してＤＭＴ入りの茶を作って飲んだところ、意識がもうろうとなって病院に搬送。尿検査でＤＭＴが検出されたこ

とから警察に摘発された。その後、京都府警と厚生労働省の近畿厚生局麻薬取締部は今年３月３日、学生の麻薬摂取をほう助した疑いがあるとして青井氏を麻薬取締法違反容疑で逮捕。ＤＭＴを巡る摘発は全国初とみられている。なお、男子学生は事前に大量の風邪薬を服用していたことが判明しており、体調不良とＤＭＴ摂取との因果関係ははっきりとしていない。

捜査機関は約３カ月間、警察署の留置場で勾留し、ＤＭＴ含有茶の所持や施用など同様の容疑で計７回起訴。青井氏は６月１０日に一度保釈されたが、７日後に再逮捕された。留置場に引き戻されることになったが、同月３０日、再び保釈されて現在は自由の身だ。

事件の公判は６月から京都地裁で開始。弁護側と検察側は茶の違法性を巡って真っ向から対立している。

▽茶＝ＤＭＴ含む水溶液？

麻薬取締法はＤＭＴを「麻薬」として規制しているが、実は、法的に「麻薬原料植物」と定められていない一般の植物については、たとえ麻薬成分を含んでいても規制対象とはしていない。今回問題となった原料のアカシアコンフサも、「麻薬原料植物」からは除外されている植物だ。事実、沖縄県などでは広く自生し、染料としても用いられている。加えて、ＤＭＴ自体も人間の血液や尿、レモンやオレンジなど自然界に広く存在している。

そのため青井氏は「アカシア茶は植物であって、法律上の麻薬には当たらない」として無罪を主張。弁護人の喜久山大貴弁護士も①「植物片を水に付けて茶にしても化学的変化が加えられるわけではないし、ＤＭＴの結晶そのものになるわけでもない。これでは自生する植物の所持や利用を禁止しているに等しい」②「ＤＭＴは人間の血液など自然界に遍在しているため、アカシア茶のみを麻薬と見なすことは不合理だ。どんな行為が犯罪に当たるかをあらかじめ明確にしておくよう憲法が規定する『罪刑法定主義』にも反している」③「国連の国際麻薬統制委員会の見解では、アヤワスカなどＤＭＴを含む植物やその加工品は規制対象とされていない」と法廷で徹底抗戦の論陣を張った。

一方、検察側は「アカシア茶はＤＭＴを含有する水溶液であり、水溶液は植物でないから麻薬だ」と反論していたが、７月の公判で裁判長が「反論は弁護側の主張とかみ合っていない」と批判。９月の公判でも「アカシア茶は植物からＤＭＴを分離し抽出した液体であり、植物ではないことは健全な社会常識によって明らかだ」と“常識”を持ち出して再反論するにとどまっていた。

その間、傍聴者は回を追って増え、１０月の公判では法廷が大法廷に変更。そこで検察側は詳細な意見書を提出し、①「国際条約の定義上、麻薬の『製造』には化学的合成が必須の要件ではない」②「アカシア茶はＤＭＴを体内に取り込み、その薬効を享受するために作られるもので、ＤＭＴを含有する柑橘類や尿などとは質的に明らかに異なっているから、罪刑法定主義には反していない」③「国際麻薬統制委員会の見解は国際的現状を記載したものに過ぎず、法的拘束力はない」などと反論した。

▽究極のドラッグ「アヤワスカ」

日本ではなじみのないＤＭＴだが、ペルーではＤＭＴ含有のツル植物からなる幻覚性の飲料「アヤワスカ（Ayahuasca）」が、先住民の宗教儀礼などで伝統的に用いられてきた。現在は南米を中心に精神疾患や薬物依存症の治療にも活用されており、ペルー政府はアヤワスカを国家文化遺産に指定している。

先住民の言語ケチュア語で「魂のツル植物」を意味するアヤワスカは、コロンビアでは「ヤーヘ（Yage）」とも呼ばれ、とりわけ強烈な幻覚作用を持つことで知られてきた。米国の作家ウィリアム・バロウズは、自身の麻薬常用の日々をつづった自伝的小説『ジャンキー』（１９５３年）の終盤、ヤーヘを求めて南米へと渡る決意を語りつつ、“Yage may be the final fix”との一文で作品を終えている。“the final fix”とは最後の、または究極の薬物といった意味だ。元ビートルズのポール・マッカートニーさんもかつてＤＭＴを使用して「神を見た」と新聞のインタビューで打ち明けている。

南米以外の地域では、アヤワスカの原料とは別のＤＭＴ含有植物を使って類似の幻覚飲料が作られることがあり、それらは「アヤワスカ・アナログ」と呼ばれる。青井氏が販売していたアカシア茶もその一種だ。

ＤＭＴ自体は現在、多くの国で規制されている一方、上述したように国連の国際麻薬統制委員会はＤＭＴを含む植物や茶を規制対象とはしていない。加えて、日本ではこれまでブラジルの新興宗教サント・ダイミ教の信者が「ダイミ茶」なるアヤワスカ・アナログを集団で飲用していたことが行政や捜査機関の間で知られていたものの、喜久山弁護士によると、摘発まで至った事例はない。

ダイミ茶は、１６人もの犠牲者を出した２００８年の大阪・難波の個室ビデオ店放火殺人事件で逮捕された男

が、事件半日前に奈良県内で信者と飲用していたことで話題となった。幻覚作用は２時間しか続かず、事件には影響しないと結論付けられたが、男は捜査段階で「茶を飲んで気分が高ぶって涙が出た」と供述していた。

この事件を受け、厚労省は「ダイミ茶を飲んだりすることがないようにして下さい」とウェブサイト上で注意喚起したが、それ以上の対応は取っておらず、喜久山弁護士は今回の逮捕を問題視し、「厚労省はいつのまに法解釈を改めたのか」と批判している。

▽「飲んで人生観変わった」体験者は語る

麻薬かどうかが争われているアカシア茶だが、実際に飲用するとどうなるのだろうか。関係者によると、今回アカシア茶を飲んで摘発された男子学生は、過去に「社交不安障害」の診断を受け、中学時代から不登校で過ごしていた。友人と自殺する計画を立て、「死ぬ前に試してみよう」と思ってアカシア茶を購入したと捜査機関の取り調べで供述した。

友人とアカシア茶を飲むと、味は「生の木を食べているよう」な、食べ物とは思えないまずさで、トイレに行って吐いた。頭がクラクラし、目をつむると「万華鏡を３Ｄにしたような」幻覚が見えた上、「世界の真理を分かったような感覚」「全てに対して寛容になれる感覚」を感じた。しかし最後は「二度と元の世界に戻れないんじゃないか」「僕は死んでいるんじゃないか」と非常な恐怖も覚えたという。その後、大学生は声を上げたり手足をばたつかせたりして暴れ、救急隊が到着したときには瞳孔を開いたまま倒れていた。

取り調べでは、アカシア茶を「当初は合法だと思っていたが、現在は法律に触れる薬物だと理解している」「もう二度と使うことはない」と述べつつ、「茶を飲んで人生観が変わった。前までは自殺したいとばかり考えていたが、今は考えなくなった」「僕以外にもアカシア茶を飲んで救われている人も少なからずいるのでは」とも供述している。＜共同　2020 年 10 月 20 日＞

****

[6] ***飼料***

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 74 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 22 日　本紙　第 358 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201022/20201022h00358/20201022h003580003f.html

○農林水産省令第 74 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 10 月 22 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(114)　（略） (115) サリノマイシンナトリウム サリノマイシンナトリウム（その１） ア　製造用原体（略） イ　製剤 (ｱ)　成分規格	別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(114)　（略） (115) サリノマイシンナトリウム サリノマイシンナトリウム（その１） ア　製造用原体（略） イ　製剤 (ｱ)　成分規格

本品は、サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体に、賦形物質を混和又は造粒した小片、粒子又は粉末である。 力価（略） 物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粒子又は粉末で、特異な臭いを有する。 ②・③ （略） 確認試験～力価試験 （略） (ｲ)～(ｴ) （略） サリノマイシンナトリウム（その２） ア・イ（略） ウ 製剤（その１） (ｱ) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。 力価～力価試験 （略） (ｲ) 製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）に、賦形物質を混和して製造すること。 (ｳ) 保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）の保存の方法の基準を準用する。 (ｴ) （略） エ 製剤（その２） (ｱ) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）に、賦形物質を混和した小片、粒子又は粉末である。 力価 本品は、１mg につき、200 μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の 85～125%を含む。 物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粒子又は粉末で、特異な臭いを有する。 ② 本品は、2.00 mmの標準網ふるいを通過する。 ③ 本品は、発かびを認めない。 確認試験 サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１）の確認試験を準用する。	本品は、サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体に、賦形物質を混和又は造粒した小片、粉末又は粒子である。 力価（略） 物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粉末又は粒子で、特異な臭いを有する。 ②・③ （略） 確認試験～力価試験 （略） (ｲ)～(ｴ) （略） サリノマイシンナトリウム（その２） ア・イ（略） ウ 製剤 (ｱ) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。 力価～力価試験 （略） (ｲ) 製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その１）に、賦形物質を混和して製造すること。 (ｳ) 保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ｴ) （略） （新設）

乾燥減量 10.0 % 以下 105℃, ３時間） 力価試験 寒天平板 サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。 試験菌 サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。 常用標準希釈液の調製 サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。 試料溶液の調製 サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１）の規定を準用する。 (ｲ) 製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）に、賦形物質を混和して製造すること。 (ｳ) 保存の方法の基準サリノマイシンナトリウム（その２）製造用原体（その２）の保存の方法の基準を準用する。 (ｴ) 表示の基準 サリノマイシンナトリウム（その２）製剤（その１）の表示の基準を準用する。 (116)～(159) (略)	(116)～(159) (略)

****

[7] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 86 号）

［官報］ 令和 2 年 10 月 22 日 本紙 第 358 号 8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201022/20201022h00358/20201022h003580008f.html

****

[8] ***海外の化学物質管理情報*** ＜NITE 化学物質管理関連情報 第 509 号 2020 年 10 月 14 日から＞

〇国際

・Joint Meeting of the Chemicals Committee and the Working Party on Chemicals, Pesticides and Biotechnology OECD Accession Review of Costa Rica in the Field of Chemicals Summary report

＜経済協力開発機構(OECD) 2020 年 10 月 15 日＞

http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/JM/WRPR(2019)53/FINAL&docLanguage=en

OECD は、コスタリカ共和国からの要請を受け、化学品委員会と、化学品・農薬・バイオテクノロジー作業部会との合同会合で作成した、化学物質の分野におけるコスタリカの OECD 加盟レビュー要約報告書を公開した。

報告書のスペイン語版 →

http://www.comex.go.cr/media/8391/informe-ocde-evaluaci%C3%B3n-de-costa-rica-en-el-campo-de-productos-qu%C3%ADmicos.pdf

---

〇欧州

・Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1435 of 9 October 2020 on the duties placed on registrants to

update their registrations under Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)
＜欧州委員会(EC)　2020 年 10 月 12 日)＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1602545461460&uri=CELEX:32020R1435
欧州委員会(DG Environment)は、REACH 規則に基づく登録を更新する登録者の義務に関する 2020/10/9 付け欧州委員会施行規則（EU）2020/1435 を官報公示した。この規則は官報公示の日から 60 日目に発効する。
・Green Deal: Commission adopts new Chemicals Strategy towards a toxic-free environment
＜欧州委員会(EC)　2020 年 10 月 14 日)＞
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1839
欧州委員会は、無毒環境に向けた持続可能性のための新たな化学物質戦略を採択した。
この戦略は、欧州グリーンディールで発表された無毒環境へのゼロ汚染目標に向けた第一歩であると説明している。
化学物質戦略の概要　→ https://ec.europa.eu/environment/strategy/chemicals-strategy_en
・Green Deal: Chemicals Strategy towards a toxic-free environment - Questions and Answers
＜欧州委員会(EC)　2020 年 10 月 14 日)＞
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_1840
欧州委員会は、欧州グリーンディールにおける無毒環境に向けた化学物質戦略の Q&A を掲載した。
・COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Review of certain provisions of Regulation (EC) No 1907/2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restrictions of Chemicals (REACH), as laid down in its Article 138 Accompanying the document COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment
＜欧州委員会(EC)　2020 年 10 月 14 日)＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1602805712249&uri=SWD:2020:247:FIN
欧州委員会（DG Environment）は、無毒環境に向けた持続可能性のための化学物質戦略に関し、欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、および地域委員会に宛てた、REACH 規則の特定の規定をその第 138 条に従って見直しする委員会のスタッフによる作業文書を公開した。
・Deadlines for updating registration dossiers clarified
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 12 日)＞
https://www.echa.europa.eu/-/deadlines-for-updating-registration-dossiers-clarified
ECHA は、REACH 登録ドシエ更新の期日が欧州委員会により明確化されたと報じている。REACH 規則では、化学物質データ、トン数帯、または企業情報に変更があった場合、企業は「過度の遅滞なく」登録を更新する必要があるが、この「過度の遅滞なく」の意味が明確化されたと説明している。
・Biocides committee backs approval of two active substances used in disinfectants
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 13 日)＞
https://www.echa.europa.eu/-/biocides-committee-backs-approval-of-two-active-substances-used-in-disinfectants
ECHA は、殺生物性製品委員会(BPC)が、既存の活性物質 ADBAC/BKC　(alkyl (C12-16) dimethylbenzyl ammonium chloride)および DDAC (didecyldimethylammonium chloride) を殺生物性製品規則(BPR)に基づく製品型 3 の動物衛生製品および製品型 4 の消毒剤への使用の承認を支持すること、さらにクロチアニジンとピリプロキシフェンを含む殺虫剤の BPR に基づく連合認可を支持することを発表した。
・Consultations start on authorisation substitution plans
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 13 日)＞
https://www.echa.europa.eu/-/consultations-start-on-authorisation-substitution-plans
ECHA は、REACH 規則の高懸念物質の 4 つの認可申請における代替計画に関する意見募集を開始した。これらの認可申請は、表面処理に使用される六価クロム化合物および硬化剤の MOCA(CAS-RN 101-14-4)に関するもので、欧州委員会の認可判断のため、ECHA の社会経済分析委員会(SEAC)が収集した情報を評価し、科学的根拠を提供することになると説明

している。意見は 2020/10/21 から 2020/11/18 までの 4 週間受け付けられる。

・ECHA Weekly - 14 October 2020

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 14 日)＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-14-october-2020

ECHA は ECHA Weekly の 2020/10/14 版を掲載した。

・ECHA ready to help the EU achieve its ambitions for safe and sustainable chemicals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 13 日)＞

https://www.echa.europa.eu/-/echa-ready-to-help-the-eu-achieve-its-ambitions-for-safe-and-sustainable-chemicals

・ECHA は、欧州グリーンディールの一環として、欧州委員会が発表した持続可能性のための化学物質戦略を歓迎し、その実施を支援することを楽しみにしているとする事務局長のコメントを掲載した。

・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 14 日)＞

https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence

　ECHA は、ビスフェノール A および構造的にビスフェノールに関連した環境に同様の懸念のある物質についての意見や情報の提供を求めている。これらの物質の製造、輸入、使用、上市、並びに代替の可能性や社会経済への影響などを調査するためで、情報提供は 2021/1/15 まで。

・Proposals for new POPs

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 14 日)＞

https://www.echa.europa.eu/proposals-for-new-pop-s

ECHA は、クロルピリホス (CAS-RN 2921-88-2)を残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書 A にリストするドラフト提案およびその関連文書を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2020/12/9 まで。

・イギリス、プラスチック製のストロー、マドラー、綿棒の流通禁止を発表（発表日：2020/10/1)

＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 10 月 1 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30438

標記記事が掲載された。

○米国

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-9.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 10 月 16 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/16/2020-20058/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-9b

EPA は、製造前届出(PMN)の対象となる特定の化学物質に、TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)を発行する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2020/11/16 まで。

○カナダ

・Chemical substances in Batch 11 of the Challenge

＜カナダ　2020 年 10 月 13 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/challenge/batch-11.html

　カナダ政府は、ベンゼン－１，４－ジアミンのＮ，Ｎ’－（フェニル及びトリル混合）誘導体（BENPAT）(CAS-RN 68953-84-4）のリスク管理に関する情報収集通知に応じて受理された非機密情報の要約がオープンデータポータルで公開されたと報じている。

情報要約　→　https://open.canada.ca/data/en/dataset/a24ab6b8-2dea-43e3-a9bf-ad62be18cd39

・Inventory updates

＜カナダ　2020 年 10 月 13 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/inventory-updates.html

カナダ政府は、カナダの商取引における特定の第四級アンモニウム化合物に関する情報収集通知に応じて受理された非

機密情報の要約ー第一段階がオープンデータポータルで公開されたと報じている。
情報要約　→　https://open.canada.ca/data/en/dataset/b82332e6-3ed3-41f0-af1c-4d173d6e903e
・Stream 0 substances in the Petroleum Sector Stream Approach
＜カナダ　2020 年 10 月 13 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/petroleum-sector-stream-approach/stream-0.html
カナダ政府は、特定のコールタールおよびその蒸留物のリスク管理に関する情報収集通知に応じて受理された非機密情報の要約がオープンデータポータルで公開されたと報じている。
情報要約　→　https://open.canada.ca/data/en/dataset/bd409c76-66f8-463b-a3b5-9b76acecfba6
・Triarylmethanes Group
＜カナダ　2020 年 10 月 17 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/triarylmethanes-group.html
カナダ政府は、トリアリールメタングループの最終スクリーニング評価を公開した。評価された 6 物質の内、Basic Violet 3 (CAS-RN 548-62-9)、Malachite Green (CAS-RN 569-64-2)、Basic Violet 4 (CAS-RN 2390-59-2)、および Basic Blue 7 (CAS-RN 2390-60-5)はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の一つ以上の基準に合致することからリスク管理措置の提案がなされ 60 日間の意見募集が行われる。
カナダ官報　→　http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/notice-avis-eng.html#na4
・Certain Organic Flame Retardants Substance Grouping
＜カナダ　2020 年 10 月 17 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/substance-groupings-initiative/certain-organic-flame-retardants-substance-grouping.html
カナダ政府は、メラミン (CAS-RN 108-78-1)、TCPP (CAS-RN 13674-84-5)、および TDCPP (CAS-RN 13674-87-8)の更新されたスクリーニング評価とリスク管理の適用範囲の草案を公表し、2020/12/16 まで 60 日間の意見募集を開始した。
カナダ官報　→　http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/index-eng.html
・p-Toluenesulfonic acid
＜カナダ　2020 年 10 月 17 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/p-toluenesulfonic-acid.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、ｐ－トルエンスルホン (CAS-RN 104-15-4)のスクリーニング評価案を公開し、2020/12/16 まで　60 日間の意見募集を開始した。評価案で、この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条基準には合致しないとしている。
カナダ官報　→　http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/notice-avis-eng.html#na3

○オーストラリア

・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate - 15 October 2020
＜オーストラリア　2020 年 10 月 15 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-15-october-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法 2019 第 83 条に基づき、7 物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。
****

[9] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・子のインフルワクチン、WHO は 1 回「2 回は日本だけ」
新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、生後 6 カ月～小学 2 年生の子どもへのインフルワク

チン優先接種の呼びかけが 26 日から始まる。13 歳未満の子どもには 2 回接種が必要だが、実は世界保健機関(WHO)や米疾病対策センター（CDC）は、「9 歳以上は 1 回でいい」としている。1 回で済むなら、そうしたいのが親心。なぜこんな「日本ルール」が存在するのか。

13 歳未満は２回接種

コロナとインフルは、初期の症状ではほとんど見分けがつかない。厚生労働省はインフルの感染者を減らすことで医療現場の混乱を避けたいと、今シーズンのワクチンの供給見込み量を約 3178 万本と、過去最大規模にした。それでもワクチンが足りなくなるのではと心配されている。

日本小児科学会や日本感染症学会など 21 団体でつくる予防接種推進専門協議会は 8 月、インフルのワクチン不足が起きた場合、WHO や CDC の例を参考に、接種回数を減らし、より多くの子どもがワクチン接種を受けられるような対応を厚労省に求めた。

日本小児科医会の峯真人担当理事は「コロナ禍でワクチン接種のニーズが高まり、必要な人に行き届かない恐れもある。あくまで緊急避難的に、今回は接種回数を減らすという選択肢もあることを現場でも検討してほしい」と話す。

日本では 13 歳以上は 1 回接種だが、13 歳未満は 2 回接種を原則としている。

一方、WHO は 9 歳以上は 1 回接種を推奨している。米国の CDC も同じく、9 歳以上は 1 回接種としたうえ、前の年にワクチンを打った場合は、生後 6 カ月から 8 歳でも 1 回でいいとしている。

なぜ、日本は 2 回接種なのか。

日本小児科学会で予防接種や感…　　＜朝日新聞　2020 年 10 月 22 日＞

****

[付録]

◇<u>大学生バイト「違法状態で使われる」驚愕の実態 201 人調査でわかった具体的な「賃金支払い」</u>

全国の大学生の 86.1%がアルバイトという労働者の立場で働いている(独立行政法人日本学生支援機構　平成 30 年度学生生活調査結果)。コンビニ、レストラン、居酒屋、学習塾など多くの産業でアルバイト学生はなくてはならない存在だろう。

一方、社会経験がなく「おとなしい」といわれる若者が、労働者として正当に扱われているか、疑問な点も多い。「15 分未満の残業は賃金が支払われない」「有給休暇など一度も取ったことがない」といった声をよく聞く。

そうした中で、アルバイトをする多くの学生が必ずしも法律について十分な知識を持っているわけではないという弱点を突かれて、実は違法な労働環境で働いているケースが多いのではないか。

立教大学法学部消費者法ゼミ(細川幸一兼任講師)のゼミ生有志が、学生アルバイトの労働条件通知書、残業時間の賃金支払い、有給休暇取得の 3 点について実態を調査した。

労働条件通知書の交付がない

労働基準法 15 条には「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない」とあり、書面での交付が定められている(2019 年 4 月からはファクス、電子メールを含む)。

しかし、厚生労働省が 2015 年に行った「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」では、学生 1000 人が経験したアルバイト延べ 1961 件で、58.7%が「労働条件通知書等を交付されていない」と回答した。そのうち労働条件について口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないアルバイトは全体の 19.1%だった。

この調査を受け、細川ゼミでも学生 74 人にアンケートをとった。その結果、約 18%に当たる 13 人が労働条件通知書等を受け取っていないことがわかった。

さらにこのアンケート調査において、アルバイトをしている学生から労働条件通知書計 10 枚を手に入れ、内容を検証した。「法定通り・就業規則通り」などのみで詳しい内容が書かれていないものが多くを占めた。また、有給休暇について言及されていない、あってもその規定が理解しづらい文面もあった。

1 分単位での賃金支払いが基本だが

労働基準法第 24 条(賃金全額支払い)で「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない(以下省略)」と定められており、この解釈から 1 分単位で支払うものとされている。

ただし、行政通達により、1 カ月の時間外労働時間を計算するときに 1 時間未満の端数が生じた場合、30 分未満の端数を切り捨て、30 分以上を 1 時間に切り上げることは事務簡便を目的として認められている。

アルバイトをしている大学生 201 人に対して、賃金の支払いについての実態を調査すると、アルバイトの賃金計算のさまざまな実態について聞くことができた(カッコ内はアルバイトの業種)。

● 制服に着替える時間が含まれていない(飲食)
● 15 分以下で残業をしても残業代がでない(飲食)
● 塾で 120 分授業だが、集団ではなく個別授業のケースだと 90 分授業＋30 分事務給(最低賃金換算)として扱われてしまう(塾講師)
● 残業代が出ているかどうかなどが労働者にわかるようになっていない(販売)
● 準備と片付けの時間に賃金が支払われない(サービス)

賃金の支払い単位時間についても調査すると、1 分にほぼ並んで 15 分単位が多くを占めた。中には 30 分単位という回答もあった。こうしたことが実働時間に対して、適正に賃金が支払われない原因であるように思われる。

ただし、15 分単位等に区切って仕事をさせること自体は、適正に賃金が労働時間を反映しているのであれば問題ない。問題は労働時間の切り捨てである(例えば、14 分残業しても 15 分未満であるとして賃金未払いなど)。

この写真は、1 日の就業時間を 15 分単位で区切っているあるコーヒーショップのタイムカード記録だ。カッコの中の時間で実際に給料として支払われる。13 時 53 分に出勤したはずが、14 時 00 分に。22 時 49 分に退勤したはずが、45 分となり合計 11 分がなくなっている。

事業者サイドからすれば、「タイムカードの記録が実労働の開始・終了を適正に反映しているわけではない」ということのようだが、そうなると労働時間を把握する手段がなくなってしまう。上記の 11 分は店長の管理の下の実働時間だ。

アルバイトに有給休暇はない？

アルバイトにも、有給休暇は正社員等と同様に労働基準法 39 条によって付与される。「雇入れの日から起算して 6 カ月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない」と定められている。

これは、正社員と同様に、基本的に週所定労働時間が 30 時間以上または週所定労働日数が 5 日以上のアルバイトにも適用される。学生の中にはそれに満たない人もいるだろう。そこで「比例付与」というものがある。

週所定労働時間が 30 時間未満で、なおかつ週所定労働日数が 4 日以下のアルバイトやパートに適用される。例えば、週所定労働日数が 3 日の場合、全所定労働日数の 8 割働けば半年後には 5 日の有給休暇が与えられる。

では実際に有給休暇を適切に使っているのだろうか。6 カ月以上勤務する学生 124 人に取得経験の有無を聞くと、「ない」が 74%、「ある」が 26%という結果になった。

有給休暇はあっても取得経験のない人に理由を聞くと、次のような回答が得られた(2019 年 4 月からは、10 日以上の有給休暇がある労働者には 5 日間の有給休暇を取らせることを使用者に義務化)。

●有給は辞める人が優先してとることになっている(暗黙の了解)
●4 年生以外は、あまり取るなといった雰囲気がある
●有給を取れることは知っているけど、申請方法を知らない
●みんなが取っていないから、自分だけ有給を取る勇気がない
●有給が取れるのが知らなかった。取り方も不明

賃金の支払いについて、学生の意識も聞いた。1 分単位でないにもかかわらず「特に何も思わない」という回答が過半数を超えていた。規定の単位時間以内の残業はタダ働きになってしまうことも当然のように受け止めているように見受けられる。こうした意識も問題だ。

東京労働局にこうした実態についての見解を聞いたものの、「全事業主に対して一律の指導や立ち入り調査は難しい」という見解で、「もし違法な状況があるなら報告してほしい」ということだった。

違法な状態を改善したいのならば、自分たちで声を上げるべきということだ。つまり、アルバイト学生が「行動する労働者」にならなければならない。

事業者側の問題点

労働条件通知書等の交付の実態について、厚労省の調査では受け取っていないケースが 58.7%、ゼミの調査は

18%である。法律で義務付けられている以上、全員が交付されている状況でなければならないはずだが、それが実行されていない。これが一番問題であろう。

記載内容にも改善の余地がある。例えば、有給休暇に関しては、多くの契約書には「労働基準法の 39 条に定めるところにより付与する」等とだけ書かれている。これはあまりにも不親切ではないだろうか。法律は労働者すべてが一律に把握しているものではない。

実際、私たちも法学部に所属していなければ目にも留めなかっただろう。法律何条に従うというような無機質な言葉ばかり並べて契約書にサインさせて、言われなければ何も伝えない。

例えば、雇用契約時に当人の労働条件で働き続けたら半年後何日間付与される予定など、誰でも理解できる文面としての記載や、厚労省が出している「有給休暇ハンドブック」の提示を義務化して、主張しやすい環境の構築や、労働者、事業主への周知を確実にすべきである。

賃金支払い単位時間については、前述のように 1 分単位でないことが即座に問題になるわけではないが、その単位時間に満たない労働時間を切り捨てることにつながりやすい。

実際に学生から、切り捨てられているという声が多くある以上、そのような企業が多数存在しているのは事実である。働いた分が支払われるような制度に変えなければならない。

このような問題をひとつずつ改善することが健全な労働環境整備の一歩になり、働きやすい社会の実現につながる。労働者の権利の自覚が重要だが、それには行政による啓発や事業者の情報提供義務の強化も必要だ。

＜東洋経済 ONLINE　2020 年 10 月 22 日＞

********** 以上 **********